

## ■補助金等見直しの論点（令和元年12月5日現在）

### 論点1 補助金及び交付金の種類とその交付条件について

- ・現在、補助金と交付金が混在していることから、内容ごとに明確に区分することとしたい。
- ①団体運営に対する補助金（団体運営型補助金）
- ②団体又は個人が実施する事業等を支援するための補助金（政策誘導型補助金）
- ③団体に事業等を実施していただくための交付金（事務事業依頼型交付金）

### 論点2 統一的な補助対象経費について

- ・「懇親会等の飲食費」や「必要性が認められない視察研修旅費」などに対し補助金が充てられていないか確認できるよう、統一的な補助対象経費を設定することとしたい。

### 論点3 間接補助の是非について

- ・交付を受けた補助金等を関連する団体に再配分する「間接補助」は、その使途の確認が困難なため原則廃止することとしたい。（再配分先の使途を確認する場合は「間接補助」を認める。）

### 論点4 補助金の補助率について

- ・補助の基本的な考え方が主体的な活動の不足を補う支援・援助であることから、補助金の補助率は原則1/2以内とし、それを上回る補助率を設定する場合は、合理的な理由がある場合に限り可能とすることとしたい。（①団体運営型補助金、②政策誘導型補助金のみ）

### 論点5 補助金等算定における収入の扱いについて

- ・補助対象の団体や事業に一定の収入が見込まれる場合は、それを補助対象経費から差し引くこととしたい。

### 論点6 基金（預貯金含む）・繰越金の扱いについて

- ・一定額の基金（預貯金含む）又は繰越金を有する団体に対する補助金は交付しないこととしたい。（①団体運営型補助金のみ）

### 論点7 補助対象経費に占める補助金の額の割合が低いものの扱いについて

- ・補助対象の団体について、その補助対象経費に占める補助金の額の割合が一定以下（過少）の団体等に対する補助金は交付しないこととしたい。（①団体運営型補助金のみ）

### 論点8 国・県等の補助制度への市単独補助による上乗せ、横出しについて

- ・国・県等の補助制度に基づき交付する補助金については、一般的に市の負担割合が設定されているが、市独自にそれを上回って交付する補助金（上乗せ・横出し補助金）は、原則、廃止することとしたい。